

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則一部改正新旧対照表

改正後	現行
附則 1 略 2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後<u>令和五年三月三十一日</u>までに貸付けを受ける貸付金についての第二条の表償還期間の欄の規定の適用については、同欄中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。	附則 1 略 2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後<u>令和四年三月三十一日</u>までに貸付けを受ける貸付金についての第二条の表償還期間の欄の規定の適用については、同欄中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。